

懸賞金付自由金利型定期預金（自動継続M型）規定（店頭販売）

この預金は本規定を含む当金庫所定の規定、および懸賞金付定期預金募集要領によりお取扱いさせていただきます。

1. 【懸賞金の抽選権】 この預金には1口（10万円）につき1本の懸賞金抽選権をおつけいたします。
但し、後記2.(5)の事由で自動継続が停止された場合、自動継続停止以降の新たな抽選権は付与されません。
2. 【自動継続】
 - (1)この預金は、定期預金証書（以下、「証書」という）表面記載の満期日に店頭に表示された懸賞金付定期預金募集要領をご承認いただいたものとして前回と同一の期間の懸賞金付自由金利型定期預金（自動継続M型）に自動的に継続いたします。その後に継続する場合も満期日を基準として同様にお取扱いいたします。
 - (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率となります。ただし、この預金の募集・継続を中止（以下、「募集中止」という）した場合の継続後の利率については、後記5.(2)によりお取扱いいたします。
 - (3)継続後の懸賞内容は継続時の募集要領によりお取扱いいたします。
 - (4)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨をご連絡ください。このご連絡があったときは、この預金は満期日以後にお支払いいたします。
 - (5)次の各号に掲げる事由が生じている場合には自動継続処理を停止いたします。
 - ①当該預金に対し差押等が生じているとき
 - ②当該預金名義人につき相続が発生しているとき
 - ③利払い入金先口座が解約される、又は利息を元加した結果当該預金額が1000万円を超える等、自動継続処理が行えないとき
 - ④当金庫がお客様と他に合意している規定や約定により、自動継続処理を停止しているとき
3. 【抽選番号】
 - (1)抽選番号は証書表面記載の通りといたします。
 - (2)満期継続以後の抽選番号はコンピューターで自動採番し、採番された抽選番号は当金庫より書面でお知らせいたします。なお、お手元の証書は店頭にお持ちいただいた場合は、証書上の「ご継続の明細」欄に抽選番号を記載いたします。
4. 【当選のお知らせ】
証書表面記載の抽選番号又は満期継続以後に採番された抽選番号が当選した場合は、下記の方法でお知らせいたします。
 - (1)元加式
当選した場合は当金庫より当選者宛に書面でお知らせいたします。
 - (2)利払式
1口座内に1等または2等の当選があった場合は、当金庫より当選者宛に書面でお知らせいたします。
1口座内の当選がお年玉賞のみの場合は、指定口座への入金をもってお知らせに代えさせていただきます。
5. 【募集中止後のお取扱】
 - (1)当金庫の都合で「募集中止」をする場合は、「募集中止」の旨を店頭に表示してお知らせとともに、当金庫より書面でお知らせいたします。
 - (2)この場合、事前にご連絡のないかぎりこの預金は満期日（継続をしたときはその満期日）に前回と同一の期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）に自動的に継続のお取扱いをいたします。継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率を適用させていただきます。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによりお取扱いいたします。
6. 【証券類の受入れの禁止】 この預金は、小切手その他の証券類で受入れることはできません。
7. 【利息】
 - (1)この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率（継続後の預金については前記2.(2)の利率、募集中止後の預金については前記5.(2)の利率）によって計算し、満期日にお支払いいたします。
 - (2)この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へご入金するか、または満期日に元金に組入れて継続いたします。
 - (3)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払われます。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算いたします。
 - (4)当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときはその継続日）から解約日の前日までの日数により次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払われます。
 - ①6ヶ月未満……………解約日における普通預金の利率
 - ②6ヶ月以上1年未満……………証書表面記載（継続後の預金については前記2.(2)、募集中止後の預金については前記5.(2)）の利率 × 50%
 - (5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算いたします。
 - (6)①この預金の利息には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。
※2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。
②マル優利用の場合は税金がかかりません。
8. 【懸賞金】
 - (1)証書表面記載の抽選番号、又は採番された抽選番号が当選したときは、店頭表示された募集要領記載の懸賞金をお支払いいたします。
 - ①利払式定期預金は当金庫が指定した日以降に予め指定を受けた指定口座へご入金いたします。
 - ②元加式定期預金は当選金支払請求書に署名（または記名）の上、当該定期預金の届出印による捺印をいただきます。
 - (2)この懸賞金は、お客様によるお支払手続が抽選日の翌日以降5年間ない場合には失効いたします。
 - (3)懸賞金には20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。
※2013年1月1日～2037年12月31日に受け取る懸賞金には復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。
懸賞金はマル優の対象ではありません。
 - (4)この懸賞金は、預金保険制度の保護対象外となります。
9. 【譲渡・質入れの禁止】
 - (1)この預金、証書、懸賞金抽選権または懸賞金は、譲渡または質入れすることができます。
 - (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりお取扱いいたします。
 - (3)この預金について譲渡、質入れ、差押え等があった場合には、その効力はこの預金に付属する懸賞金抽選権または懸賞金等にも及ぶものとしてお取扱いいたします。
10. 【成年後見人等の届出】
 - (1)家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店にお届けください。
 - (2)家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店にお届けください。
 - (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前項(2)と同様に当店にお届けください。
 - (4)前項(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、同様に当店にお届けください。
 - (5)前項(4)のお届けの前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
11. 【保険事故発生時における預金者からの相殺】
 - (1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、質権等の担保権を設定している場合も同様となります。
 - (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものといたします。
 - ①相殺通知は書面によりお届けください。預金証書は届出印を押印して、通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺させていただきます。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺させていただきます。
 - ③前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当させていただきます。
 - ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定させていただきます。
 - (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとさせていただきます。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして利率は約定利率を適用させていただきます。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等のお取扱いについては、当金庫が負担させていただきます。
 - (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用させていただきます。
 - (5)第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別に定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとさせていただきます。